

★研修管理システム 研修評価の流れ 【実施責任者/研修協力施設】

※機構専攻医研修管理システム（以下 研修管理システム）の利用には、日本集中治療医学会への会員登録が必須となります。専攻医が学会への入会手続きを済ませているか、専攻医からの研修開始の申し合わせの際にご確認ください。また評価者（統括責任者・実施責任者・指導医）の先生も、評価にあたって会員管理システムから研修管理システムにアクセスする必要があります。会員であるのにアクセスできないなどありましたら学会事務局（sys_icu_training@jsicm.org）にご連絡ください。

I. 実施責任者の登録情報について

（１）実施責任者の登録

研修管理システムへの研修協力施設の実施責任者の登録は学会事務局で行います。

施設の実施責任者を変更する際には責任者変更届をご提出ください。

責任者変更届の受領をもって研修管理システムの実施責任者の変更を行います。

（２）メール配信

研修管理システムからの通知メールは、会員管理システムに登録しているメールアドレス宛に配信されます。

※会員管理システムに登録いただいている以外のメールアドレスの登録機能を実装予定です。機能実装後、メールアドレスの使い分けが必要な方は、「登録情報の確認・変更」画面から、研修管理システム用のメールアドレスの登録をお願いいたします。なお、研修管理システムからの通知メールの宛先として設定できるメールアドレスは1つのみです。

II. 研修管理システムへの研修協力施設における評価者登録について

（１）研修協力施設では、評価者は集中治療科専門医資格を有している必要があります。研修協力施設の実施責任者は、施設に所属する指導医の専門医資格の所持確認をお願いいたします。

（２）実施責任者は研修管理システムログイン後、自施設の指導医の登録・削除が行えます。

① 実施責任者メニュー内の「指導医管理」を選択

② 指導医を追加する場合は、「候補者選択」をクリックし、

医療機関コード、氏名、氏名（カナ）から検索し、該当の評価者を選択して「登録」

※研修協力施設では、指導医は集中治療科専門医資格を有している必要があります。

③ 登録された指導医の状態変更（指導医の権限付与、異動登録、削除）を行う場合は、「役割付与」をクリックし、役割編集画面内で編集を行い、「登録」

※状態を「削除」に変更されると専攻医が症例を登録する際に、削除された指導医宛に評

価を依頼することができなくなり、指導医自身も研修管理システムへのログインができなくなります。

(3) 実施責任者が協力施設に所属する専門医を指導医として登録することで、その専門医は研修管理システムへログインが可能となります。

検索画面で専門医が表示されないなどありましたら、学会事務局 (sys_icu_training@jsicm.org) にご連絡ください。

III. 専攻医登録および承認について

(1) 専攻医の研修開始申請

- 1) 事前に専攻医から研修協力施設の実施責任者に対して、その施設での研修開始のご相談がございますので、受入れ可否と研修開始日についての申し合わせをお願いいたします。
- 2) 専攻医からの研修管理システム上での研修開始申請は、関連する専門研修施設の統括責任者宛に申請されますので、専攻医の受け入れが決まった際には必ず関連する専門研修施設の統括責任者へ報告をお願いいたします。

(2) 所属専攻医一覧

- 1) 自施設に所属する専攻医は、実施責任者画面のトップページで一覧が確認できます。連携する専門研修施設の統括責任者が、専攻医からの研修開始申請および、証票アップロードを承認することで専攻医は正式に登録となり、承認された専攻医が「所属専攻医一覧」に掲載されます。

IV. 専攻医からの症例レポートおよび経験症例の承認

(1) 専攻医が登録した症例レポートおよび経験症例の承認の注意点

- 1) 研修開始申請日以降に処置をした症例、受持った症例が登録可能です。
※施設の異動による在籍空白期間、休止申請期間は研修期間外となりますので、その期間に処置をした症例、受持った症例の登録は不可となります。
- 2) 症例の登録で専攻医は、施設で設定された患者 ID を登録します。
患者 ID は個人情報保護のため、研修管理システムへ登録の際に暗号化しておりますので、対象患者の確認が必要な場合は、申請者である専攻医本人に直接確認してください。
- 3) 原則として一症例に対して一人の専攻医が受け持つことを想定しております。
したがって、一症例に対して「症例レポート」を作成できるのは1件のみとしています。一症例について、「経験症例」としての登録は最大3項目までが可能です。
ただし、登録する「経験症例」の項目が「病態」に該当する場合、「病態」は一症例に対して最大1件までの登録となり、他の「病態」に該当する項目への登録は不可と

しています。

「経験症例」の「手技」に該当する項目は「病態」と並行して登録する場合、一症例について2件の登録が可能です。「経験症例」の「手技」に該当する項目のみの登録であれば、一症例について3件の登録が可能です。

4) 登録した症例が、既に登録された症例と重複がある場合、重複アラートが表示されます。その際は、施設の実施責任者にて承認可否の判断をします。3)の要件の範囲内で問題がなければ、承認することができます。

5) 実施責任者は、指導医の承認を待たずに、承認することが可能です。

ただし、自身が対象症例を初回承認する場合には必ず該当の症例内容を確認したうえで承認してください。

※この機能は、後ほど実装予定です。現時点では、自身に指導医の権限を付与したうえで、指導医として承認を行い、再度実施責任者として承認を行ってください。

6) 症例レポートと経験症例の記載内容に問題がなければ、「承認」としてください。承認された登録内容は統括責任者へ報告されます。

何らかの問題があれば、「差戻し」としてください。差戻しは、すでに承認した「指導医」へ戻されます。その際、コメント欄に必ず差戻しを行う理由を記載してください。指導医から専攻医へ差戻しが行われる場合には、記載したコメントが残ります。

7) 連携する専門研修施設の統括責任者による最終承認作業まで終わっている症例を削除・変更するには、学会事務局にて操作が必要になります。

学会事務局 (sys_icu_training@jsicm.org) までご連絡ください。

(2) 他施設の専攻医からの経験症例の評価依頼

専攻医は、所属する研修施設での経験だけでなく、他の専門研修施設、研修協力施設での経験症例についても登録が可能です(症例レポートの登録は不可です)。

他施設の専攻医から、実施責任者の施設で経験した症例の承認依頼が届くことがあります。他施設の専攻医は、トップページの「所属専攻医一覧」に表示されないため、承認もれがないようご注意ください。

※承認依頼がある旨トップページのタスク欄へ表示されますので、そちらをご確認いただき、実施責任者メニュー内の「評価依頼一覧」から対応ください。

(3) 施設を異動した専攻医からの評価依頼

原則として症例レポートは、専攻医が所属する研修施設での経験のみ登録が可能です。

専攻医が施設を異動した場合は、専攻医が異動前の施設に所属していた期間の症例レポート・経験症例については異動前の施設の指導医・実施責任者・統括責任者が承認した後、専攻医が現在所属する施設の統括責任者に最終承認依頼が届きます。

★その他の機能について

- ・ 専攻医の施設の異動登録、研修の休止登録、
指導医、実施責任者の異動登録について、システムへの実装を予定しております。
実装次第、ご案内を追加いたします。(6月以降の実装を予定しております)
- ・ 専攻医の症例登録以外の研修要件の管理、360度評価についても、
システム内での管理を予定しております。
実装次第、ご案内を追加いたします。(6月以降の実装を予定しております)